

八戸工業高等専門学校受託研究取扱規則

制 定 平成16年 4月 1日

最終改正 平成27年 3月 4日

(趣旨)

第1条 八戸工業高等専門学校（以下「本校」という。）が独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）以外の者から委託を受けて行う研究で、これに要する経費を研究を委託をしようとする者（以下「委託者」という。）が負担するもの（以下「受託研究」という。）の取扱については、独立行政法人国立高等専門学校機構受託研究実施規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第47号）及び同規則取扱運営要領（平成21年4月1日理事長裁定）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 研究担当者

受託研究の実施にあたり、直接当該研究に参加する本校の教員等をいう。

二 研究代表者

研究担当者のうち、当該研究計画の取りまとめ等を行う本校の教員等をいう。

(受入れの原則)

第3条 受託研究は、本校の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り受入れるものとする。

(受託研究の申込み)

第4条 委託者は、受託研究申込書（別紙第1号様式）を地域テクノセンター長を経て、校長に提出しなければならない。

2 前項の申込みに基づき、地域テクノセンター長は当該研究代表者に受託研究経費積算内訳書（別紙第2号様式）を提出させるものとする。

(受入れの決定)

第5条 受託研究の受入れは、地域テクノセンター長が当該研究担当者の所属する総合科学教育科長、コース長と協議のうえ、地域テクノセンター委員会の議を経て校長が決定する。

(受入れの通知)

第6条 校長は、受託研究の受入れを決定したときは、受託研究承諾書（別紙第3号様式）により委託者に通知するとともに、受託研究承諾書の写しを添えて契約担当役に通知するものとする。

(契約の締結)

第7条 契約担当役は、前条の通知を受けたときは、速やかに受託研究契約を締結するものとする。

(受託研究に要する経費)

第8条 委託者は、受託研究遂行のため必要となる謝金、旅費及び消耗品費等の直接的な経費（以下「直接経費」という。）、当該研究遂行のため必要となる管理的経費等（以下「間接経費」という。）及び受託料を負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、間接経費の一部又は全部を免除することができるものとする。

一 受託研究の相手方が国（地方公共団体又は独立行政法人等で、国からの補助金等を受け、当該経費により受託研究を実施することが明確な場合を含む。以下同じ。）である場合

二 受託研究の相手方が地方公共団体又は独立行政法人等で、当該受託研究に対する社会的要請が強く、その成果が公益性の増進及び地域振興の推進に著しく寄与することが期待されるものであると校長が認める場合

三 受託研究の相手方が前2号に規定するもの以外の場合で、校長が認める場合

(受託研究における設備等の取扱等)

第9条 受託研究に要する経費によって取得した設備等は本校の帰属とするものとする。

2 委託者が国の機関、公社、公庫、公団等政府関係機関、地方公共団体、国立大学法人又は独立行政法人である場合は、前項の条件を付さないことができるものとする。

(受託研究の中止又は期間の延長)

第10条 研究代表者は、天災地変その他やむを得ない事由があるため当該受託研究を中止、又はその期間を延長する必要があるときは、直ちに受託研究変更(中止・期間延長)承認申請書(別紙第4号様式)を作成し、所属する総合科学教育科長、コース長を経て、校長に申し出るものとする。

2 校長は、前項の申し出により、受託研究の遂行上真にやむを得ないと認めるときは、委託者と協議の上これを中止又は期間を延長することを決定し、その旨を契約担当役に通知するものとする。

3 契約担当役は、前項の通知を受けたときは、当該受託研究契約を解除又は変更するものとする。

(研究の完了報告)

第11条 研究代表者は、当該受託研究が完了したときは、受託研究完了届(別紙第5号様式)を作成し、地域テクノセンター長を経て校長に提出するものとする。

2 校長は、前項の受託研究完了届を受けたときは、受託研究完了報告書(別紙第6号様式)を作成し、委託者に報告するものとする。

(研究成果の公表)

第12条 受託研究による研究成果は、原則として公表するものとする。ただし、その公表の時期及び方法等については、必要に応じて委託者と協議するものとする。

(事務)

第13条 受託研究に関する事務は総務課が処理する。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、受託研究の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 八戸工業高等専門学校受託研究取扱規則(平成14年4月1日制定)は廃止する。

附 則

この規則は、平成18年8月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年10月11日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

八戸工業高等専門学校長 殿

申込者 住所
氏名

印

受 託 研 究 申 込 書

八戸工業高等専門学校受託研究取扱規則に基づき、下記のとおり申込みます。

記

研 究 題 目	
研究目的及び内容	
希望する研究担当者	
研究に要する経費	直接経費 円 間接経費 円 受託料 円 計 円
研究開始希望年月日	平成 年 月 日
研究完了希望年月日	平成 年 月 日
研究用物品等の提供	
そ の 他	

平成 年 月 日

八戸工業高等専門学校長 殿

研究代表者
氏名

学科
印

受託研究経費積算内訳書

研究題目			
研究担当者氏名			
受託研究経費	円		
その他			
積算内訳	金額	摘要	
直接 経費	謝金	円	
	旅費	円	
	備品費	円	
	消耗品費	円	
	雑役務費	円	
	その他	円	
間接経費	円		
受託料	円		
合計	円		

平成 年 月 日

(申込者) 殿

八戸工業高等専門学校長

印

受 託 研 究 承 諾 書

平成 年 月 日付けで申込みのあった受託研究の受入れについて、下記により承諾します。
つきましては、本件に関する事項について本校の契約担当役（事務部長）と貴職との間で契約を締結願
います。

記

研 究 題 目	
研究目的及び内容	
研究担当者氏名	
研究の完了期限	平成 年 月 日
研究に要する経費	直接経費 円 間接経費 円 受託料 円 計 円
そ の 他	

平成 年 月 日

八戸工業高等専門学校長 殿

研究代表者
氏名

工学科
印

受託研究変更（中止・期間延長）承認申請書

下記のとおり変更（中止・期間延長）したいので申請します。

記

研 究 題 目	
研 究 期 間	
変更（中止・期間延長） を必要とする理由	
そ の 他	

平成 年 月 日

八戸工業高等専門学校長 殿

研究代表者
氏名

学科

印

受託研究完了届

下記の受託研究が完了したので報告します。

記

研究題目	
申込者氏名	
研究完了年月日	平成 年 月 日
研究報告書	別添のとおり
その他	

平成 年 月 日

（申込者） 殿

八戸工業高等専門学校長
印

受託研究完了報告書

平成 年 月 日付で契約を締結した下記の受託研究が完了したので報告します。

記

研 究 題 目					
研 究 担 当 者 氏 名					
研 究 期 間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日				
研 究 報 告 書	別添のとおり				
そ の 他					
収 支 明 細					
内 訳	摘 要	収 入 額 (円)	支 出 額 (円)	備 考	
直 接 経 費	謝 金				
	旅 費				
	備 品 費				
	消 耗 品 費				
	雑 役 務 費				
	そ の 他				
間 接 経 費					
受 託 料					
合 計					